

## 医療機関等での資格確認方法

### 1 保険診療を受ける際の資格確認方法

次のいずれかを医療機関等で提示し、資格確認を受けてください。

- ① マイナ保険証
- ② マイナ保険証 及び  
マイナポータルでの資格確認画面 又は 資格情報通知書（資格情報のお知らせ）
- ③ 資格確認書
- ④ 令和6年12月1日以前に交付された組合員証等

### 2 マイナ保険証による受診の留意点

- (1) マイナ保険証を初めて使用する場合及び新規資格取得等をした場合は、事前にマイナポータルサイトで資格情報の確認をしてください。

※ 共済組合が所属所を経由した組合員資格取得（被扶養者認定）の届出を受理してから、原則5日以内にオンライン資格確認等システムへのデータ登録が完了し、マイナ保険証による受診が可能となります。

※ 医療機関等の端末において「資格（無効）」、「資格情報なし」等の表示がされる場合がありますが、オンライン資格確認等システムでの確認作業等が終了次第解消されます。

- (2) 受診する医療機関等に、マイナ保険証を読み取る機器が設置されていることを確認してください。

- (3) 上記(1)及び(2)により、マイナ保険証での受診が可能と御自身が判断された場合でも、医療機関等の機器不良のトラブル等によりマイナ保険証によるオンライン資格確認(※)ができないケースがあります。

- ・ マイナ保険証に係る機器の不具合（故障）
- ・ マイナンバーカードの不具合や更新忘れ
- ・ 停電、施設の通信障害、広範囲のネットワーク障害 等

※ オンライン資格確認とは、マイナンバーカードのICチップまたは組合員証等の記号番号等により、医療機関等においてオンラインで資格情報の確認ができる仕組みのことをいいます。